

人」に改める。

第六十四条の見出しを「（投資法人の特別清算）」に改め、同条第一項から第三項までの規定中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第四項中「証券投資法人の」を「投資法人の」に、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に、「運用会社」を「資産ノ運用ヲ行フ投資信託委託業者」に改め、同条第五項中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第六十五条の見出しを「（投資法人に係る登記）」に改め、同条中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第六十六条及び第六十九条から第七十三条（第三項を除く。）中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第七十四条中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十五条中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第七十六条中「証券投資法人登記簿」を「投資法人登記簿」に改める。

第七十九条及び第八十条中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第八十二条中「証券投資法人」を「投資法人」に、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改める。

第八十三条、第八十四条第一項、第八十五条（第三項を除く。）及び第八十六条中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第二章 証券投資法人の業務」を第二章 投資法人の業務」に改める。

第八十七条中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、「受けなければ、」の下に「資産の運用として」を加える。

第八十八条第一項中「証券投資法人は」を「投資法人は」に改め、同項第一号中「及び第十四号」を「第十四号及び第十六号」に改め、同項第三号中「運用会社」を「資産の運用を行う投資信託委託業者」に改め、同項第四号中「運用会社」を「投資信託委託業者」に改め、同項第六号中「証券投資法人の」を「投資法人の」に改め、同条第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同項第三号中「運用会社」を「投資信託委託業者」に改める。

第百八十九条第一項中「証券投資法人登録簿」を「投資法人登録簿」に改め、同条第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第三項中「証券投資法人登録簿」を「投資法人登録簿」に改める。

第百九十条第一項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同項第三号中「第九十六条各号に該当する」を「第九十六条に規定する」に改め、同項第五号中「第百九十九条各号に該当する法人」を「投資信託委託業者」に、「法人を運用会社と」を「投資信託委託業者に資産の運用を委託」に改め、同条第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第百九十一条第一項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改め、同条第二項中「証券投資法人登録簿」を「投資法人登録簿」に改める。

第百九十二条中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改める。

「第二節 業務」

「第二節 業務の範囲」を「第二節 業務」に改める。

第一款 業務の範囲

第百九十三条第一項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に、「その資産の運用として」を「特定資産について」に改め、「その他有価証券に関連する取引」を削り、同項第二号から第六号までを次の

ように改め、同項第七号を削る。

二 有価証券の貸借

三 不動産の取得又は譲渡

四 不動産の貸借

五 不動産の管理の委託

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める取引

第九十三條第二項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に、「その資産の運用として有価証券以外」を「特定資産以外」に改める。

第九十四條中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改める。

第九十五條中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改め、「行為」の下に「（同条第一項第五号に掲げる取引その他登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として政令で定める行為を除く。）」を加え、同条ただし書を削り、同条第二号を次のように改める。

二 その資産の運用を行う投資信託委託業者

第九十六條の見出しを「（投資法人の発行する投資証券等の募集等）」に改め、同条第一項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「投資証券」を「投資証券等」に、「業務」を「事務」に改め、同条第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「運用会社たる証券投資信託委託業者」を「資産の運用を行う投資信託委託業者」に改め、「投資口」の下に「又は投資法人債」を加え、「当該証券投資信託委託業者」を「当該投資信託委託業者」に、「投資証券の募集の取扱い等」を「投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「証券投資法人」を「投資法人」に改め、「場合」の下に「又は第九十九條の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四條の規定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合」を加え、「投資証券と」を「投資証券と、当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれ」に改める。

第九十七條中「証券投資法人」を「投資法人」に、「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に改める。

第三編第二章第三節の節名及び同節中の款名を削る。

第九十八條の見出しを「（投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託）」に改め、同条第一

項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に、「運用会社」を「投資信託委託業者」に改め、同条第二項中「運用会社」を「資産の運用を行う投資信託委託業者」に改め、同条の前に次の款名を付する。

第二款 業務の委託

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

第二百条の見出しを「（利害関係を有する投資信託委託業者等への委託の禁止）」に改め、同条各号列記以外の部分中「次の各号」を「登録投資法人は、次の各号」に、「法人は、運用会社となることができなない」を「投資信託委託業者に、その資産の運用に係る業務を委託してはならない」に改め、同条第一号中「証券投資法人」を「投資法人」に、「法人又は」を「投資信託委託業者又は」に、「したことがある法人」を「したことがある投資信託委託業者」に改め、同条第二号中「証券投資法人」を「投資法人」に、「与えている法人」を「与えている投資信託委託業者」に改め、同条第三号中「証券投資法人」を「投資法人」に、「有する法人」を「有する投資信託委託業者」に改め、同条第四号を削る。

第二百一条から第二百五条までを次のように改める。

第二百一条から第二百五条まで 削除

第二百六条の前に見出しとして「（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）」を付し、同条第一項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に、「運用会社」を「投資信託委託業者」に改め、同条第二項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に、「運用会社と」を「投資信託委託業者と」に、「運用会社が」を「資産の運用を行う投資信託委託業者が」に改める。

第二百七条第一項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「運用会社が」を「資産の運用を行う投資信託委託業者が」に、「運用会社と」を「投資信託委託業者と」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 投資信託委託業者でなくなつたとき。
 - 二 第二百条各号のいずれかに該当することとなつたとき。
- 第二百七条第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「運用会社」を「投資信託委託業者」に改め、同条第三項中「運用会社」を「投資信託委託業者」に改める。

第二百八条第一項中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改め、同条第二項第一号を次のように

改める。

一 信託会社等

第二百八条第二項第二号中「証券会社」の下に「（有価証券その他の総理府令で定める資産の保管に限る。）」を加え、同項第三号中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改める。

第二百九条中「法令及び資産の保管に係る委託契約の定めるところに従い、証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 資産保管会社は、投資法人に対し、善良な管理者の注意をもつてその業務を遂行しなければならない。

第二百九条の次に次の一条を加える。

（資産の分別保管）

第二百九条の二 資産保管会社は、投資法人の資産を、確実に、かつ、整然と保管する方法として総理府令で定める方法により、自己の固有財産と分別して保管しなければならない。

第二百十条第一項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「運用会社も」を「その資産の運用を行う投資信託委託業者も」に、「運用会社は」を「投資

信託委託業者は」に改める。

「第四節 監督」を「第三節 監督」に改める。

第二百十一条第一項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第二項中「運用会社及び」を削り、「それぞれの業務」を「その業務」に改める。

第二百十二条中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改める。

第二百十三条第一項及び第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第三項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、「運用会社、」を削り、「運用会社等」を「資産保管会社等」に改め、同条第四項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第五項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「運用会社等」を「資産保管会社等」に改める。

第二百十四条第一項中「証券投資法人」を「投資法人」に、「運用会社、当該運用会社」を「資産の運用を行う投資信託委託業者、当該投資信託委託業者」に、「第二百二条第一項」を「第三十四条の五第一項」に改め、「、当該運用会社から同条第二項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める

者」を削り、「運用会社の」を「資産の運用を行う投資信託委託業者の」に改め、同条第三項中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第二百十五条（第三項を除く。）及び第二百十六条中「登録証券投資法人」を「登録投資法人」に改める。

第二百十九条の見出しを「（投資証券等の募集の取扱い等の禁止又は停止命令）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「投資証券」を「投資証券等」に改め、同項第二号中「投資証券」を「投資証券等」に、「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

「第三章 外国証券投資法人」を「第三章 外国投資法人」に改める。

第二百二十条の見出しを「（外国投資法人の届出）」に改め、同条第一項中「外国証券投資法人」を「外国投資法人」に改め、「投資証券」の下に「又は投資法人債券」を加え、同条第二項中「外国証券投資法人」を「外国投資法人」に改める。

第二百二十一条の見出しを「（外国投資法人の変更の届出）」に改め、同条第一項中「外国証券投資法人」を「外国投資法人」に改める。

第二百二十二条の見出しを「（外国投資法人の解散の届出）」に改め、同条中「外国証券投資法人」を「外国投資法人」に改める。

第二百二十三条第一項中「外国証券投資法人」を「外国投資法人」に改める。

第四編中第二百二十四条の前に次の二条を加える。

（認可等の条件）

第二百二十三条の二 金融再生委員会は、この法律の規定による認可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公益又は投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならない。

（投資顧問業者に関する特例）

第二百二十三条の三 第六条、第八条から第十条の三まで、第四十一条及び第四十七条（投資法人資産運用業に係るものに限る。）並びに第九十八条第一項の規定は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者（以下この条において「認可投資顧問業者」という。）には、適用しない。

2 投資法人の資産の運用を行う認可投資顧問業者については、前項に規定する規定並びに第十一条から第十三条の二、第三十四条の五、第三十四条の七、第三十四条の十、第三十四条の十一、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十三条及び第九十六条第二項を除き、第六条の認可を受けて投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者であつて第三十四条の十第一項第一号の規定に基づき投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を行うものとみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条において準用する第十六条の規定は、適用しない。

3 前項の場合における第三十四条の十四及び第三十四条の十五の規定の適用については、第三十四条の十四中「第三十四条の十第二項の届出をして行う業務、同条第三項の認可を受けて行う業務（同項第一号に掲げる業務を除く。）又は第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けて行う業務」とあるのは「投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業及び証券業以外の業務」と、第三十四条の十五中「第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業」とあるのは「証券業」とする。

4 認可投資顧問業者が投資法人の資産の運用を行う場合における有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号及び第三十三条の規定の適用については、同号中「顧客」とあるのは「投資法人」と、「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、同条中「権限の全部又は一部」とあるのは「権限の一部」と、「第二条第四項第二号」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた第二条第四項第二号」とする。この場合において、同法第三十条の四の規定は、適用しない。

5 前項の場合における第三十四条の二から第三十四条の四まで、第三十四条の八及び第二百十四条の規定の適用については、第三十四条の二から第三十四条の四までの規定中「投資信託委託業者」とあるのは「投資信託委託業者（当該投資信託委託業者から第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者を含む。）」と、第三十四条の八第一項及び第二百十四条第一項中「第三十四条の五第一項の規定により再委任を受けた同項に規定する政令で定める者」とあるのは「第二百二十三条の三第四項の規定により読み替えられた有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法

律第二条第四項第二号に掲げる契約により再委任を受けた同号に規定する政令で定める者」とする。

第二百二十四条第一項中「証券投資信託（外国証券投資信託）」を「投資信託（外国投資信託）」に、「証券投資法人（外国証券投資法人）」を「投資法人（外国投資法人）」に改め、同条第二項中「証券投資信託又は証券投資法人」を「投資信託又は投資法人」に、「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に改め、「運用会社」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（協議等）

第二百二十四条の二 この法律の規定により、不動産その他の政令で定める特定資産に関し、内閣総理大臣が総理府令（政令で定めるものに限る。）を定め、若しくは金融再生委員会が命令その他の処分（政令で定めるものに限る。）を行う場合又は金融再生委員会に対し届出（政令で定めるものに限る。）若しくは登録の申請があつた場合における建設大臣その他の関係行政機関の長との協議、これに対する通知その他の手続については政令で定める。

第二百二十八条第一項及び第二項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第三項中「前二項の下に「罪の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二百二十八条の二 投資法人の投資法人債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は投資法人債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、投資法人債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第二百二十九条中「前条第一項」を「第二百二十八条第一項」に改め、同条第一号中「第六十七条第一項第十七号又は第十八号」を「第六十七条第一項第十八号又は第十九号」に改め、同条第二号、第三号及び第五号中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第二百三十条第一項中「投資口」の下に「又は投資法人債」を、「投資口申込証」の下に「投資法人債申込証」を、「その他投資口」の下に「又は投資法人債」を加え、同条第二項中「投資口」の下に「又は投資法人債」を加える。

第二百三十三条第一項中「第二百二十八条」の下に「若しくは第二百二十八条の二」を加える。

第二百三十五条第一項第一号中「投資主総会」の下に「投資法人債権者集会」を加え、同項第二号中

「第一百十条、第一百十三条第三項若しくは第二百四条第三項」を「第三十四条の八第三項、第一百十条若しくは第一百十三条第三項」に改め、同条第三号中「又は十分の一」を「若しくは十分の一」に改め、「投資主」の下に「又は投資法人債総額の十分の一以上に当たる投資法人債権者」を加える。

第二百三十六條第一項及び第三項中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第二百三十九條第一号中「第三条又は第四条」を「第四条又は第五条の二」に改め、同条第二号中「第三十四条第一項」の下に、「（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二号を加える。

三 第四十九条の二第一項又は第四十九条の三の規定に違反した者

四 第九十六条第一項の規定に違反して、募集等に係る事務を行つた者

第二百四十条各号列記以外の部分中「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に、「証券投資法人」を「又は投資法人」に改め、「又は運用会社若しくは運用会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者」を削り、同条第一号中「証券投資信託委託業」を「投資信託委託業又は投資法人資産運用業」に改め、同条第二号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条

第四号中「第二十七条又は第九十七條において準用する証券取引法第四十二條の二第一項」を「第四号の九第一項第一号又は第三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第十九條第一項」を「第三十四條の十一第一項」に、「証券投資信託委託業、運用会社の業務、投資顧問業、投資一任契約に係る業務及び証券業」を「投資信託委託業、投資法人資産運用業又は第三十四條の十第一項各号及び同条第三項各号に掲げる業務」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十七条（第四十九條の十一において準用する場合を含む。）又は第九十七條において準用する証券取引法第四十二條の二第一項の規定に違反したとき。

四 第三十四條の三第一項第一号から第四号まで若しくは第六号又は第九十五條の規定に違反したとき。

第二百四十一條中「証券投資信託委託業者又は証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者」に改め、「従業者」の下に「、資産保管会社若しくは資産保管会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資信託協会の役員」を加え、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 第二百九条の二の規定に違反して、分別して保管をしないとき。

四 第二百二十三条の二第一項の規定により付した条件（第六条の規定による認可に係るものに限る。

）に違反したとき。

第二百四十三条中「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に、「証券投資法人」を「投資法人」に改め、「運用会社若しくは運用会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者」を削る。

第二百四十五条第二号中「第二十七条」の下に「（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百四十七条中「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に、「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第十条の二の規定に違反して、認可を受けないで業務の方法を変更したとき又は資本の額を減少したとき。

二 第十三条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して、承認を受けない

で他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

第二百四十七条第四号を削り、同条第三号中「第二十七条」の下に、「(第四十九条の十一において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十三条の二の規定に違反して、顧客から受益証券等又は金銭の預託を受けたとき。

第二百四十七条第六号中「信託契約」を「投資信託契約」に改める。

第二百四十八条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第二十四条」を「第十条の三」に改め、「第二十九条」の下に、「(第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。）」を、「第三十条」の下に、「(第五十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「第五十九条において準用する第二十九条若しくは第三十一条」を削り、同号を同条第一号とし、同条第四号中「第二十五条」を「第二十五条第一項若しくは第四十九条の四第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「第二十六条第一項」の下に、「若しくは第四十九条の四第一項」を加え、同号を同条第三号とし、同条第六号中「又は第五十九条において準用する第二十六条第二項」を、「(第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第二十八条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）又は第三十四条の六第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第二百四十八条第七号中「、第三十二条第一項又は第五十九条において準用する第三十条第一項若しくは第三十二条第一項」を「（第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。）又は第三十二条第一項（第五十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを削り、第十二号を第十六号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第八号中「又は第五十九条において準用する第三十三条」を「（第四十九条の十一又は第五十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の五号を加える。

八 第三十四条の七において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第二項の規定に違反して、著しく事実相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

九 第三十四条の七において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十三条第三項の規定に違反して、人を誤認させるような表示をした者

十 第三十四条の七において準用する有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十四条（第三号を除く。）又は同法第十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十一 第三十四条の十第三項の規定に違反して、認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだ者

十二 第三十四条の十第四項の規定による認可申請書若しくは添付書類又は第三十四条の十一第二項の規定による承認申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第二百四十九条第一号中「の規定」を「又は第四十九条の五第二項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第二十七条（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）又は第九十七条において準用する証券取引法第四十一条の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者

五 第三十四条の十第二項の規定に違反して、届出を行わないで同条第一項に規定する業務を営んだ者
第二百四十九条第六号中「証券投資信託協会」を「投資信託協会」に改め、同条第七号中「証券投資信

「託協会会員」を「投資信託協会会員」に改める。

第二百五十条中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条ただし書を削り、同条第一号中「、第四号若しくは第五号又は第二百四十一条第二号若しくは第三号」を「から第四号まで若しくは第六号又は第二百四十一条第一号から第三号まで」に改め、同条第三号中「第二百四十七条第三号」を「第二百四十七条第四号」に改め、同条第四号中「、第三号若しくは第六号、第二百四十一条第一号」を「若しくは第五号、第二百四十一条第四号」に、「、第二号若しくは第四号」を「から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二百五十一条中「第二百二十八条第一項」を「投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項」に改め、「監査委員」の下に「、投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者」を加え、「運用会社」を削り、同条第一号中「その複本」の下に「、投資法人債原簿若しくはその複本」を、「清算人会」の下に「、投資法人債権者集会」を加え、同条第三十二号を同条第三十九号とし、同条第三十一号を同条第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 第二百二十三条の二第一項の規定により付した条件（第十条の二、第三十四条の十第三項又は第五十四条の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。

第二百五十一条第三十号を同条第三十六号とし、同条第二十九号を同条第三十五号とし、同条第二十八号中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条中第二十七号を第三十三号とし、第二十三号から第二十六号までを六号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十六 第三百三十九条の二若しくは第三百三十九条の三の規定に違反して、投資法人債を募集し、又は第三百三十九条の五第七項において準用する商法第三百十四条第一項の規定に違反して、事務を承継すべき投資法人債管理会社を定めなかつたとき。

二十七 第三百三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項の規定に違反して、投資法人債を発行したとき。

二十八 第四百十一条第二項の規定に違反して、規約を変更したとき。

第二百五十一条中第二十一号を第二十四号とし、第十六号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、同条

第十五号中「投資証券」を「投資証券等」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十四号を同条第十七号とし、同条第六号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同条第五号中「投資主総会」の下に「、投資法人債権者集会」を加え、同号を同条第八号とし、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号中「又は第二百二十二条第一項」を「、第二百二十二条第一項又は第三百九条の四第二項」に改め、「投資口申込証」の下に「又は投資法人債申込証」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二 第十六条の二（第四十九条の十一において準用する場合を含む。）又は第三十四条の四の規定に違反したとき。

三 第四十九条の二第二項の規定に違反したとき。

四 第四十九条の七の規定に違反して、分別して運用をしないとき。

（所得税法の一部改正）

第三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「もの」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第

百九十八号) 第二条第二項(定義)に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託(同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。)を除く。)を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。

第二条第一項第十三号を次のように改める。

十三 証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。

第二条第一項第十五号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十三項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項」に改め、「第二十四条第二項」の下に、「(配当所得)」を、「第二十五条」の下に、「(配当等の額とみなす金額)」を加え、「及び第二百二十四条の三第二項第一号」を「(信託財産に係る利子等の課税の特例)、第二百二十四条の三第二項第一号(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)及び第二百二十五条第一項第二号(支払調書及び支払通知書)」に改め、同号の次に

次の三号を加える。

十五の二 公社債等運用投資信託 証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金

銭を公社債等（公社債、手形、指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう

。）、その他の政令で定める資産をいう。）に対して運用するものとして政令で定めるものをいう。

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法（昭和二十

三年法律第二十五号）第二条第三項（定義）に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当す

るもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定め

るものをいう。）により行われた公社債等運用投資信託をいう。

十五の四 特定目的信託 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十二項（定義

）に規定する特定目的信託をいう。

第二条第一項第十七号中「（昭和二十三年法律第二十五号）」及び「（定義）」を削り、同条第三項中

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）」を「資産の流動化に関

する法律」に改め、「金銭の分配」の下に「その他これに類する金銭の分配として政令で定めるもの」を

加える。

第十条第一項中「」又は「を」)、公募公社債等運用投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第二項(定義)に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。)又は「に」、「証券投資信託」を「投資信託(同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。)又は特定目的信託」に、「合同運用信託又は」を「合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は」に、「掲げるもの」を「定めるもの」に改め、同項第二号中「その合同運用信託の元本」を「その合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託(以下この号において「合同運用信託等」という。)の元本」に、「他の合同運用信託」を「他の合同運用信託等」に、「合同運用信託の収益」を「合同運用信託等の収益」に、「合同運用信託が」を「合同運用信託等が」に改め、「貸付信託」の下に「又は特定公募公社債等運用投資信託」を加え、「合同運用信託の当該」を「合同運用信託等の当該」に改め、同条第三項中「合同運用信託」の下に「、特定公募公社債等運用投資信託」を加える。

第十一条第一項中「又は貸付信託若しくは証券投資信託」を「若しくは貸付信託、投資信託若しくは特

定目的信託の受益証券で政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」に、「利子又は収益の分配」を「利子若しくは収益の分配又は利益の配当（以下この条において「利子等」という。）」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「利子又は収益の分配」を「利子等」に改める。

第十三条第一項中「証券投資信託」を「投資信託、特定目的信託」に改める。

第十四条第一項中「若しくは証券投資信託」を「投資信託若しくは特定目的信託」に改める。

第二十三条第一項中「及び公社債投資信託」を「公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託」に改める。

第二十四条第一項中「及び公社債投資信託以外の証券投資信託」を「並びに投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託」に改める。

第三十六条第三項中「若しくは証券投資信託」を「投資信託若しくは特定目的信託」に改める。

第九十二条第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改め、「金銭の分配」の下に「その他これに類する金銭の分配として政令で定めるもの」を加え

、「又は証券投資信託」を「証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。）」に、「」に係る」を「」又は特定目的信託の収益の分配に係る」に改め、同項第一号イ中「及び剰余金の分配」を「剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配（以下この項において「利益の配当等」という。）」に改め、同項第二号及び第三号中「利益の配当及び剰余金の分配」を「利益の配当等」に改める。

第六十一条第四号八中「又は公社債投資信託」を「公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託」に改める。

第六十九条第一号中「若しくは公社債投資信託」を「公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託」に改め、同条第二号中「証券投資信託（公社債投資信託を除く。）」を「投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）」若しくは特定目的信託」に改める。

第七十六条第一項中「証券投資信託」を「投資信託、特定目的信託」に改め、同項第一号中「証券投資信託」の下に「又は特定目的信託（信託された資産の流動化に関する法律第二条第一項（定義）に規定する特定資産が主として有価証券であるものとして政令で定めるものに限る。）」を加え、同条第二

項中「証券投資信託の信託財産」を「投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げるものを除く。以下この条において「特定投資信託以外の投資信託」という。）の信託財産」に、「証券投資信託の収益」を「特定投資信託以外の投資信託の収益」に改め、同条第三項中「証券投資信託」を「特定投資信託以外の投資信託」に改める。

第百八十一条第二項中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的信託」に改める。

第二百二十四条第一項中「及び証券投資信託」を「投資信託及び特定目的信託」に改め、同条第二項中「若しくは証券投資信託」を「投資信託若しくは特定目的信託」に改める。

第二百二十四条の三第二項第三号を次のように改める。

三 転換社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項（転換特定社債の発行）に規定する転換特定社債を含む。）及び新株引受権付社債（同法第百十三条の四第一項（新優先出資引受権付特定社債の発行）に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）

第二百二十四条の三第二項第四号中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第三項

「を」資産の流動化に関する法律第二条第五項」に、「引受けによる権利を」を「引受けによる権利及び
同法第五条第一項第二号二(2)(資産流動化計画)に規定する引受権並びに優先出資に類する出資として政
令で定めるものを」に改め、同項に次の二号を加える。

五 公社債投資信託以外の証券投資信託(その設定に係る受益証券の募集が第二条第一項第十五号の三
(定義)に規定する公募により行われたものを除く。)又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等
運用投資信託に該当しないものの受益証券及び特定株式投資信託(信託財産を株式のみに対する投資
として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十一項に
規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。)の受
益証券

六 社債的受益証券(その信託契約に資産の流動化に関する法律第六十九条第四号(特定目的信託契
約)に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を
受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。)以外の特定目的信託の受益証券

第二百二十五条第一項中「若しくは公社債投資信託」を「、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用

投資信託」に、「無記名の証券投資信託」を「無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託」に改め、同項第一号中「公社債投資信託」の下に「若しくは公募公社債等運用投資信託」を加え、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託」に改め、「株式」の下に「（資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資を含む。）」を加える。

第二百二十七条中「証券投資信託」を「投資信託、特定目的信託」に改める。

（法人税法の一部改正）

第四条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 事業年度（第十三条・第十五条）」を「第五章 事業年度等（第十三条・第十五条の

）第五款 更正の請求の特例（第八

）第一章の二 特定信託の各計算期間の

）第五款 更正の請求の特例（第八十二条）

）第一節 課税標準及びその計算（第

）に、

を

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

）第二節 税額の計算（第八十二条の

第三節 申告、納付、還付等（第八

第二章 退職年金等積立金に対する法

十二条）

所得に対する法人税

八十二条の二・第八十二条の三）

に改める。

四・第八十二条の七）

十二条の八・第八十二条の十七）

人税

第二条第二十号中「各事業年度」の下に「又は各計算期間」を、「当該事業年度」の下に「又は当該計算期間」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二十七号中「もの」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。次号及び第二

十八号において同じ。）を除く。）を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十七の二 投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。

第二条第二十八号を次のように改める。

二十八 証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。

第二条第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二 特定目的信託 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十二項（定義）に規定する特定目的信託をいう。

二十九の三 特定信託 次に掲げる信託をいう。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この号において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、次に掲げる信託以外のもの

(1) 投資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託

(2) その投資信託の受益証券の発行に係る募集が、投資信託法第二条第十三項に規定する公募により行われ、かつ、主として国内において行われるものとして政令で定めるもの(1)に掲げる信託を除く。

□ 特定目的信託

第二条第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二 特定信託中間申告書 第八十二条の八第一項(特定信託に係る中間申告)の規定による申告書をいう。

三十一の三 特定信託確定申告書 第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

第二条第四十一号中「含む。」の下に「又は第八十二条の十一(特定信託に係る中間申告による納付)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(特定信託の受託者である内国法人の特定信託に係る所得の課税)

第七条の二 特定信託の受託者である内国法人に対しては、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

第八条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改め、「範囲」の下に「及び前条」を加える。

第十二条第一項中「証券投資信託」を「投資信託、特定目的信託」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「証券投資信託」を「投資信託（特定信託に該当するものを除く。）

」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 信託会社の特定信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社の各事業年度の所得及び清算所得の金額の計算上、当該信託会社の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

第一編第五章の章名を「第五章 事業年度等」に改め、同章中第十五条の次に次の一条を加える。

（計算期間）

第十五条の二 この法律において「計算期間」とは、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間をいう。ただし、当該期間が一年を超える場合（政令で定める場合を除く。）は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2 前項ただし書に規定する場合において、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の最初の計算期間のみが一年を超え、かつ、二年に満たないものであるときは、当該計算期間については、同項の規定にかかわらず、その開始の日から当該計算期間の末日の一年前の日までの期間と同日の翌日から当該計算期間の末日までの期間をそれぞれ当該特定信託の計算期間とみなす。

3 次の各号に規定する信託が当該各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する当該信託の計算期間については、当該各号に定める期間をそれぞれ特定信託の計算期間とみなす。

一 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった場合 その該当することとなった日から当該特定信託に該当することとなった信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間の末

日までの期間（当該期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）とする。）

二 特定信託がその計算期間の中途において終了した場合 その計算期間開始の日から当該終了の日までの期間

三 特定信託がその計算期間の中途において特定信託に該当しないこととなつた場合 その計算期間開始の日からその該当しないこととなつた日までの期間

4 特定信託の受託者である内国法人は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間を変更した場合には、遅滞なく、その特定信託の名称、変更前の信託の計算期間及び変更後の信託の計算期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第二十二條第五項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）」を「資産の流動化に関する法律」に改め、「金銭の分配」の下に「その他これに類する金銭の分配として政令で定めるもの」を加える。

第二十三條第一項第一号中「中間配当」の下に「又は資産の流動化に関する法律第百二條第一項（中

間配当)」を、「金銭の分配」の下に「その他これに類する金銭の分配として政令で定めるもの」を加え、「次号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定信託の収益の分配の額として政令で定めるところにより計算した金額

第二編第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)

第八十二条の二 特定信託の受託者である内国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

(特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

第八十二条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、前章第一節第二款から第五款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十二条から第四十六条まで(固定資産等の圧縮額の損金算入等)、第五十一条(特定の現物

出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）、第五十三条（返品調整引当金）及び第五十四条（退職給与引当金）並びに第四款第九目（契約者配当等）を除く。）及び第七款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率）

第八十二条の四 特定信託の受託者である内国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

（同族特定信託の特別税率）

第八十二条の五 同族特定信託の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である内国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかか

わらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

- 一 年三千万円以下の金額 百分の十
- 二 年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五
- 三 年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する同族特定信託とは、受益権を有する者（同族会社でない法人を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人（同族会社でない法人を除く。）が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十以上に相当するものとして政令で定める特定信託をいう。

3 第一項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額（次条及び第八十二条の七（税額控除）の規定により控除する金額がある場合

には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

4 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二 年千五百万円

5 計算期間が一年に満たない第二項に規定する同族特定信託に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の場合において、特定信託が同項の同族特定信託に該当するかどうかの判定は、当該特定信託

の当該計算期間終了の時の現況による。

（特定信託に係る所得税額の控除）

第八十二条の六 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

（特定信託に係る外国税額の控除）

第八十二条の七 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税（第六十九条第一項（内国法人に係る外国税額の控除）に規定する外国法人税

をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該計算期間の所得の金額につき第八十二条の四（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち、当該計算期間の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額を除く。次項及び第三項において「控除対象外国法人税の額」という。）を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間の控除限度額のうち当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

3 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の控除限度額に満たない場合において、当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間において納付することとなつた控除対象外国法人税の額のうち当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

4 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産について納付することとなつた外国法人税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた後において当該外国法人税の額が減額された場合におけるこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。

5 第六十九条第十項から第十二項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第一項」とあるのは「第八十二条の七第一項（特定信託に係る外国税額の控除）」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「の額」とある

のは「の額（同項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。次項において同じ。）」と、「同項」とあるのは「、同条第一項」と、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは「第八十二条の七第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度」とあるのは「繰越控除限度額（同条第二項に規定する繰越控除限度額をいう。以下この項において同じ。）又は繰越控除対象外国法人税額（同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額をいう。以下この項において同じ。）に係る計算期間」と、「事業年度以後の各事業年度について当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度」とあるのは「計算期間以後の各計算期間について当該各計算期間の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各計算期間」と、「確定申告書を」とあるのは「特定信託確定申告書を」と、「とする事業年度の確定申告書」とあるのは「とする計算期間の特定信託確定申告書」と、「当該各事業年度の確定申告書に当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度」とあるのは「当該各計算期間の特定信託確定申告書に当該各計算期間の控除限度額及び当該各計算期間」と、同条第十二項中「第一項」とあるのは「、第八十二条の七第一項」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「につき第一項」とあるのは「につき同条第一

項」と読み替えるものとする。

第三節 申告、納付、還付等

(特定信託に係る中間申告)

第八十二条の八 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託の計算期間が六月を超える場合（政令で定める場合を除く。）には、当該計算期間開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該特定信託の当該計算期間の前計算期間の特定信託確定申告書に記載すべき第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該計算期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前計算期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(特定信託中間申告書の提出がない場合の特例)

第八十二条の九 特定信託中間申告書を提出すべき内国法人がその特定信託中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その内国法人については、その提出期限において、税務署長に対し前条第一項各号に掲げる事項を記載した特定信託中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

(特定信託に係る確定申告)

第八十二条の十 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託の各計算期間終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該特定信託の決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならぬ。

- 一 当該計算期間の課税標準である所得の金額又は欠損金額
- 二 前号に規定する所得の金額につき前節(税額の計算)の規定を適用して計算した法人税の額
- 三 第八十二条の六及び第八十二条の七(税額控除)の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額
- 四 特定信託の受託者であるその内国法人が当該計算期間につき特定信託中間申告書を提出した法人で

ある場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、当該計算期間に係る貸借対照表、損益計算書その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(特定信託に係る中間申告による納付)

第八十二条の十一 特定信託中間申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した第八十二条の八第一項第一号(特定信託中間申告書の記載事項)に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(特定信託に係る確定申告による納付)

第八十二条の十二 第八十二条の十第一項(特定信託に係る確定申告)の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額(同項第四号の規定に該当する場合には、同

号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（特定信託に係る所得税額等の還付）

第八十二条の十三 特定信託確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第八十二条の十第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 第七十九条第二項から第四項まで（所得税額等の還付）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第三項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

（特定信託に係る中間納付額の還付）

第八十二条の十四 特定信託中間申告書を提出した内国法人からその特定信託中間申告書に係る計算期間の特定信託確定申告書の提出があつた場合において、その特定信託確定申告書に第八十二条の十第一項

第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の特定信託中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3 第八十条第三項から第六項まで（中間納付額の還付）の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第四項中「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）

第八十二条の十五 特定信託の受託者である内国法人の青色申告書である特定信託確定申告書を提出する計算期間において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る計算期間（以下この項において「欠損計算期間」という

。 (開始の日前一年以内に開始したいずれかの計算期間の所得に対する法人税の額 (附帯税の額を除くものとし、第八十二条の六及び第八十二条の七 (税額控除) の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。) に、当該いずれかの計算期間 (以下この条において「還付所得計算期間」という。) の所得の金額のうちに占める欠損計算期間の欠損金額 (この条の規定により他の還付所得計算期間の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。) に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 前項の場合において、既に当該還付所得計算期間の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得計算期間の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得計算期間の所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 第八十一条第三項及び第五項から第七項まで (欠損金の繰戻しによる還付) の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「還付所得事業年度」とあるのは

「当該特定信託につき第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）に規定する還付所得計算期間」と、「欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度」とあるのは「欠損計算期間（同項に規定する欠損計算期間をいう。以下この項において同じ。）の前計算期間までの各計算期間」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「欠損事業年度」とあるのは「欠損計算期間」と、同条第五項中「その還付」とあるのは「その還付の請求に係る特定信託の名称、その還付」と、「法人税の額」とあるのは「第八十二条の十五第一項に規定する法人税の額」と、同条第七項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

（前計算期間の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十二条の十六 第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）の規定は、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十二条中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書）」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号から第五号まで（特定信託確定申告書）」と、「事業年度」とあるのは「

計算期間」と、「第七十四条第一項第二号又は第四号」とあるのは「第八十二条の十第一項第二号又は第四号」と、「第七十四条第一項第一号に」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号に」と読み替えるものとする。

（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継等）

第八十二条の十七 内国法人である特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ（以下この条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした内国法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした内国法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。

2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税に係る国税通則法又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立人について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、不服申立人の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立人の地位を承継した内国法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている税務署長その他の行政機関の長に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 特定信託の受託者である内国法人の信託財産について当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

第二百二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託について、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一 特定信託中間申告書

二 特定信託確定申告書

第二百二十二条に次の二項を加える。

3 特定信託に係る当該計算期間以後の各計算期間の前条第二項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人は、当該計算期間開始の日の前日までに、その特定信託の名称、当該計算期間開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、当該計算期間が次の各号に掲げる計算期間に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

一 特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約。次号において同じ。）の締結の日の属する計算期間（次号において「第一計算期間」という。

） 同日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか早い日

二 第一計算期間が三月に満たない場合における当該第一計算期間後の各計算期間（第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託の契約の締結の日以後三月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限る。） その契約の締結の日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか

早い日

第二百二十三条中「、前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「当該事業年度」の下に「又は同条第三項に規定する当該計算期間」を加え、「行なわれて」を「行われて」に改め、同条第三号中「第二百二十七条第二項」を「第二百二十七条第三項」に、「第二百二十八条」を「第二百二十八条第一項若しくは第二項」に改める。

第二百二十四条中「第二百二十二条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第二百二十五条に次の二項を加える。

2 第二百二十二条第三項の申請書が提出があつた場合において、同項に規定する当該計算期間終了の日（当該計算期間について特定信託中間申告書を提出すべき場合については、当該計算期間開始の日以後六月を経過した日の前日）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

3 第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人が第二百二十二条第四項第一号に規定する特定信託の契約を締結した場合には、当該特定信託の同号に定める日の属する計算期間以後の各計算

期間の第二百二十一条第二項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することにつき同日において同項の承認があつたものとみなす。

第二百二十六条中「第二百二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二百二十七条第一項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「同項の」を「これらの規定の」に、「同項各号」を「第一項各号又は前項各号」に、「附記」を「付記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定信託につき第二百二十一条第二項の承認を受けた内国法人について次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める計算期間までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該計算期間開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一 当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行われていないこと。 当該計算期間

二 当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類について前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。 当該計算期間

三 当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。 当該計算期間

四 当該特定信託につき第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。 当該申告書に係る計算期間

第二百二十八条に次の一項を加える。

2 特定信託につき第二百二十一条第二項の承認を受けている内国法人は、各特定信託につき当該計算期間以後の各計算期間の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとするときは、当該計算期間終了の日の翌日から二月以内に、そのやめようとする特定信託の名称、当該計算期間開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該特定信託の当該計算期間以後の各計算期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

第三百三十四条の二の次に次の二条を加える。

（特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付）

第三百三十四条の三 内国法人の提出した特定信託確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第八十二条の十第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 第三百三十三条第二項から第四項まで（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第三項中「確定申告書に係る事業年度」とあるのは「特定信託確定申告書に係る計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

（特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）

第三百三十四条の四 特定信託中間申告書を提出した内国法人のその特定信託中間申告書に係る計算期間の法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第八十二条の十第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該金額に相当する中間

納付額を還付する。

2 特定信託中間申告書を提出した内国法人のその特定信託中間申告書に係る計算期間の法人税につき更正があつた場合において、その更正により第八十二条の十第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する特定信託中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第三百三十四条第四項から第七項まで（確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「事業年度の第七十四条第一項」とあるのは「計算期間の第八十二条の十第一項」と、同項第二号中「事業年度の第七十四条第一項」とあるのは「計算期間の第八十二条の十第一項」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第五項中「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子

税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

第三百三十八条第四号八中「又は公社債投資信託」を「、公社債投資信託又は所得税法第二条第一項第十号の三に規定する公募公社債等運用投資信託」に改める。

第四百四十八条の次に次の一条を加える。

（特定信託の契約の締結等の届出）

第四百四十八条の二 内国法人は、特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）を締結した場合には、その締結の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に当該特定信託の約款の写しその他の大蔵省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その特定信託の名称

三 その特定信託の契約の締結の日

2 内国法人は、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた場合には、その引継ぎの日以後二月以内に、次に

掲げる事項を記載した届出書に当該引継ぎの事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
- 二 その特定信託の名称
- 三 その引継ぎを行つた内国法人の名称及びその納税地
- 四 その引継ぎの日
- 五 その引継ぎの理由

第百五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）又は第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかつた法人税の額）、第八十九条第二号」に、「第百四十五条第一項に」を「第八十二条の十五第三項（特定信託に対する準用）又は第百四十五条第一項に」に改める。

第百六十条中「第八十九条」を「第八十二条の十（特定信託に係る確定申告）、第八十九条」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第五条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第一編第五章」を「第十三条及び第十四条」に、「次項に」を「第三項に」に改め、同項の表の第一号中「次項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同表の第三号中「次項及び第四項」を「第三項及び第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日以後に終了する各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の所得に係る法人税法第八十条の四の規定の適用については、同条中「百分の三十四・五」とあるのは、「百分の三十」とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第六条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「貸付信託」の下に「投資信託」を、「公社債投資信託」の下に「公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託」を、「第十五号」の下に「から第十五号の四まで」を加え、同条第二項第五号中「第一編第五章」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第三条の二中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託）に、「（以下この節において「特定株式投資信託」という。）を除く。）」を「をいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託」に、「若しくは証券投資信託」を、「投資信託」に、「（）の受益証券」を「）若しくは特定目的信託の受益証券」に改める。

第三条の三第一項中「公社債投資信託」の下に「若しくは公募公社債等運用投資信託」を加え、同条第五項中「第六十八条第一項」の下に「、第八十二条の六第一項」を加え、同条第六項中「公社債投資信託」の下に「若しくは公募公社債等運用投資信託」を加える。

第三条の四第二項中「合同運用信託」の下に「、特定公募公社債等運用投資信託」を加える。

第六条第三項中「第六十八条第一項」の下に「、第八十二条の六第一項」を加える。

第八条第一項中「又は合同運用信託」の下に「若しくは公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）」を加え、同項第三号中「合同運用信託」及び「貸付信託」の下に「又は特定公募公社債等運用投資信託」を加える。

第八条の二の見出し中「証券投資信託」を「公募投資信託等」に改め、同条第一項中「証券投資信託」その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものにより行われたものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。）を「次に掲げる受益証券」に、「証券投資信託の」を「公募投資信託等の」に、「、所得税法」を「、同法」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものをいう。）により行われたもの（

特定株式投資信託を除く。）の受益証券

二 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券

三 社債的受益証券（その信託契約に資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百六十九条第四号に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。）

第八条の二第二項中「証券投資信託」を「公募投資信託等」に改め、同条第三項中「証券投資信託」を「公募投資信託等」に、「対する所得税法」を「対する同法」に改め、同条第四項及び第五項中「証券投資信託」を「公募投資信託等」に改める。

第八条の三の見出し中「証券投資信託」を「投資信託等」に改め、同条第一項中「証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当する勧誘として政令で定めるものにより行われたものに限る。）の」を「前条第一項各号に掲げる」に、「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に改め、同条第二項中「証券投資信託の受益証券」を「投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定目的

信託の受益証券」に、「国外証券投資信託」を、「国外投資信託等」に、「べき国外証券投資信託」を「べき国外投資信託等」に、「掲げる国外証券投資信託」を「掲げる国外投資信託等」に改め、同項第一号中「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に改め、同項第二号中「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に改め、同条第三項中「を」を「国外公募投資信託等」に、「の国外証券投資信託」を「の国外投資信託等」に改め、同条第三項中「国外証券投資信託の配当等の」を「国外投資信託等の配当等の」に、「国外証券投資信託の配当等が公募国外証券投資信託」を「国外投資信託等の配当等が国外公募投資信託等」に改め、同条第四項中「べき国外証券投資信託」を「べき国外投資信託等」に改め、同項第一号中「当該国外証券投資信託」を「当該国外投資信託等」に、「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に改め、同項第二号中「国外証券投資信託」を「国外投資信託等」に改め、同条第五項中「国外証券投資信託」を「国外投資信託等」に改め、同条第六項及び第七項中「国外証券投資信託」を「国外投資信託等」に改める。

第八条の四の見出し中「特定証券投資法人」を「特定投資法人」に改め、同条第一項中「証券投資信託

及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十一項に規定する証券投資法人」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人」に、「同条第十五項」を「同条第二十三項」に、「同条第十三項」を「同条第二十一項」に、「特定証券投資法人」を「特定投資法人」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「特定証券投資法人」を「特定投資法人」に改める。

第八条の五第一項中「証券投資信託の」を「投資信託又は特定目的信託の」に、「特定証券投資法人」を「特定投資法人」に改め、同項第一号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人」に、「同条第十三項」を「同条第二十一項」に改める。

第八条の六第一項第一号中「規定する証券投資信託」を「規定する公募投資信託等」に、「定める証券投資信託」を「定める投資信託又は特定目的信託」に、「特定証券投資法人」を「特定投資法人」に改め、同条第三項中「所得税法」の下に「第二百二十四条及び」を加える。

第九条第一項を次のように改める。

個人の各年分の総所得金額のうち次に次に掲げる配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等

をいう。以下この条において同じ。）に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等（同項第二号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託の受益証券に限る。次号において同じ。）の収益の分配に係るもの及び第八条の二第一項第三号に掲げる受益証券の収益の分配に係るものを除く。）

二 第八条の三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国外公募投資信託等の配当等（第八条の二第一項第二号に掲げる受益証券の収益の分配に係るもの及び同項第三号に掲げる受益証券の収益の分配に係るものを除く。）

三 外貨建証券投資信託（証券投資信託のうち信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。第四項において同じ。）のうち特に外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託として政令で定めるもの（同項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係る配当等（前二号に掲げるものを除

く。)

- 四 法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託（その設定に係る受益証券の募集が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものにより行われたものに限る。）の収益の分配に係る配当等（第一号又は第二号に掲げるものを除く。）
 - 五 特定目的信託の収益の分配に係る配当等
 - 六 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（これに類する法人として政令で定めるものを含む。）から支払を受けるべき配当等
 - 七 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人から支払を受けるべき配当等
- 第九条第四項を削り、同条第三項中「外貨建証券投資信託（証券投資信託のうち信託財産を主として外国通貨で表示される株式、債券その他の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の収益の分配」を「一般外貨建証券投資信託の収益の分配（特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当等（第一項第一号又は第二号に掲げるものを除

く。) をいう。) に改め、 「、 同項中「係るもの」とあるのは「係るもの及び租税特別措置法第九条第
三項（配当控除の特例）に規定する外貨建証券投資信託（以下この項において「外貨建証券投資信託」と
いう。）のうち特に同条第三項に規定する外国通貨で表示される資産への運用の割合が高い証券投資信託
として政令で定めるもの（以下この項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係
るもの」とを削り、「特定外貨建証券投資信託以外の外貨建証券投資信託（以下この項において「一般
外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配」を「租税特別措置法第九条第四項（配当控除の特例）に
規定する一般外貨建証券投資信託の収益の分配（以下この項において「一般外貨建証券投資信託の収益の
分配」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「平成七年以後の」を削り、「同項第
一号イ中「及び剰余金の分配」を「同項第一号イ中「、特定投資信託」に、「、剰余金の分配及び租税特
別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」を「、租税特別措置法」に、「いう。）の収益の分配」を「
いう。）又は特定投資信託」に改め、「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「、及び剰余金の
分配」とあるのは「、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配」と、同項第三号中「及び剰余金
の分配」とあるのは「、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配」と、「証券投資信託」とある

のは「特定株式投資信託以外の証券投資信託」とを削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合において、同項各号に掲げる配当等以外の配当等に係る配当所得があるときにおける所得税法第九十二条第一項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは、「係るもの及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条第一項各号（配当控除の特例）に掲げる配当等に係るもの」と読み替えるものとする。

第九条の二第一項中「された株式」の下に「（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資を含む。」を加え、「同法」を「所得税法」に改め、同条第四項中「第六十八条第一項」の下に「、第八十二条の六第一項」を加える。

第九条の三の見出しを「（特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例）」に改め、同条中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人（以下この条において「証券投資法人」という。）」を「次の各号に掲げる法人」に、「証券投資信託、」を「投資信託、特定目的信託、」に、「において所得税法」を「において同法」に改め、「規定する利子等」の下に「（以

下この条において「利子等」という。）」を、「規定する配当等」の下に「（以下この条において「配当等」という。）」を加え、「当該証券投資法人」を「当該各号に掲げる法人」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この号において同じ。）のうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ その有する資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的として設立されたものとして政令で定める投資法人
 - ロ その設立の際の投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。）の募集が証券取引法第二条第三項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人
 - 二 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社のうち、同条第一項に規定する特定資産が主として有価証券であるものとして政令で定めるもの

第九条の三に次の一項を加える。

2 所得税法第七条第一項第四号、第七十四号、第七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、内国法人である信託会社（同法第七十六条第一項に規定する信託会社をいう。）が、証券投資信託以外の投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第八条の二第一項第一号に規定する公募により行われたものに限る。）の信託財産に属する公社債等につき国内において利子等又は配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

第二十八条の四第一項中「**（**及び**）**」、特定目的信託の信託契約に基づく土地等の信託による当該土地等の移転（次項において「特定目的信託の設定」という。）及び「に改め、同条第二項中「設定等」の下に「及び特定目的信託の設定」を加える。

第三十二条第二項中「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社であつて、第六十七条の十四第一項第一号ロ①に掲げるもの又は同号ロ②若しくは③に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものを除く。）」

を削り、「含む。」の下に「」又はその信託財産に属する資産が主として土地等である法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の受益証券（次に掲げるものを除く。」を加え、「株式の」を「株式又は受益証券の」に改め、同項に次の各号を加える。

一 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の十四第一項第一号口(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号口(3)若しくは(4)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資（これらに類する出資として政令で定めるものを含む。）

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人であつて、第六十七条の十五第一項第一号口(1)又は(2)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口

三 特定目的信託であつて、第六十八条の三の三第一項第一号口に掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。）の受益証券

四 法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託であつて、第六十八条の三の四第一項第一号口に掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。）の受益証券

第三十七条の十第二項中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十三項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項」に改め、同条第三項第二号中「第三号の二及び」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 転換社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項に規定する転換特定社債を含む。）及び新株引受権付社債（同法第百十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）

第三十七条の十第三項第三号の二を削り、同項第四号中「含む。」の下に「及び資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び同法第五条第一項第二号二(2)に規定する引受権並びに優先出資に類する出資として政令で定めるものを含む。）」を加え、同項第五号中「証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）」として政令で定めるものを「第八条の二

第一項第一号に規定する公募」に改め、「いう。」の下に「又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

六 第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券以外の特定目的信託の受益証券

第三十七条の十第五項中「私募証券投資信託の受益証券を有する居住者」を「私募証券投資信託、非公社債等投資信託又は特定目的信託（以下この項において「私募証券投資信託等」という。）の受益証券（特定目的信託の受益証券については、第三項第六号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を有する居住者」に、「当該私募証券投資信託」を「当該私募証券投資信託等」に、「その私募証券投資信託」を「その私募証券投資信託等」に改め、「支払われる金額」の下に「（当該受益証券につき支払われるものに限る。）」を加える。

第三十七条の十五第一項第一号を次のように改める。

一 公社債（第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債及び新株引受権付社債を除く。）並びに私募証券投資信託（同項第五号に規定する私募証券投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証

券投資信託（特定株式投資信託を除く。同号において同じ。）、「公社債等運用投資信託及び貸付信託の受益証券並びに第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券（次項第一号において「公社債等」という。）の譲渡による所得

第三十七条の十五第一項第二号中「証券投資信託の終了又は証券投資信託」を「私募証券投資信託以外の証券投資信託、公社債等運用投資信託及び特定目的信託（以下この号及び次項第二号において「公募証券投資信託等」という。）の終了又は公募証券投資信託等」に、「その証券投資信託」を「その公募証券投資信託等」に、「受益証券を」を「受益証券（特定目的信託の受益証券については、第八条の二第一項第三号に規定する社債的受益証券に限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）を」に改め、同項第三号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投資法人」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人」に、「同条第十五項」を「同条第二十三項」に、「同条第十三項」を「同条第二十一項」に、「に限る」を「のうちその有する資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とするものとして政令で定めるものに限る」に、「特定証券投資法人」を「特定の投資法人」に改め、同項第四号中「特定証券投資法人」を「特定の投資法

人」に改め、同条第二項第二号中「証券投資信託」を「公募証券投資信託等」に改め、同項第三号及び第四号中「特定証券投資法人」を「特定の投資法人」に改める。

第四十条の四第二項第一号中「」及び内国法人の「を」及び内国法人が有し、並びに特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として」に改め、同号イ及びロ中「の有する」を「が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する」に改め、同項第三号中「又は内国法人が」を「若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として」に改め、同項第四号中「又は内国法人及び」を「、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び」に、「又は内国法人と法人税法第二条第十号に規定する」を「、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と」に改め、同条第三項第一号中「内国法人」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）」を加える。

第四十一条の九第四項及び第四十一条の十二第四項中「第六十八条第一項」の下に「、第八十二条の六第一項」を加える。

第六十二条の三第二項第一号イ中「及び」を「、法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく土地等の信託による当該土地等の移転（次項において「特定目的信託の設定」という。）及び」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（出資を含む。）又はその信託財産に属する資産が主として土地等である法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の受益証券（次に掲げるものを除く。）の譲渡で、土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの

- (1) 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の第十四第一項第一号ロ(1)若しくは(2)に掲げるもの又は同号ロ(3)若しくは(4)に掲げるもの（法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するものの資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資（これらに類する出資として政令で定めるものを含む。）

(2) 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人であつて、第六十七条の十五第一項第一号口(1)又は(2)に掲げるもの(法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当するものを除く。)に該当するものの投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口

(3) 法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託であつて、第六十八条の三の三第一項第一号口に掲げる要件に該当するもの(同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。)の受益証券

(4) 法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託であつて、第六十八条の三の四第一項第一号口に掲げる要件に該当するもの(同項第二号イに規定する同族特定信託に該当するものを除く。)の受益証券

第六十二条の三第三項中「賃借権の設定等」の下に「及び特定目的信託の設定」を加える。

第六十五条の七第十項第一号中「行為」の下に「及び法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく資産の信託による当該資産の移転」を加える。

第六十六条の四第六項中「国外関連者及び」を「国外関連者、」に改め、「内国法人」の下に「及び当該国外関連者と特定信託（法人税法第二十九条の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産との間に第六十八条の三の五第一項に規定する特殊の関係がある場合における当該特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）」を加え、同条第十六項中「前条の規定」を「が前条」に、「前条及び」を「が前条及び」に、「」の規定」を「）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」に改める。

第六十六条の六第二項第一号中「」及び内国法人の」を「」及び内国法人が有し、並びに特定信託（同法第二十九条の三に規定する特定信託をいう。以下この項及び次項において同じ。）の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として」に改め、同号イ及びロ中「の有する」を「が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する」に改め、同項第三号中「又は内国法人が」を「若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として」に改め、同項第四号中「又は内国法人及び」を「、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場

合に限る。以下この号において同じ。）及び」に、「又は内国法人と法人税法第二条第十号に規定する」を、「内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と」に改め、同条第三項第一号中「内国法人」の下に、「当該特定外国子会社等に係る第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）」を加える。

第六十七条の六第一項中「次号」を「第三号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

第六十七条の十四第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「。以下この条」を「。以下この項及び第四項」に改め、同項第一号イ中「第三条の登録を受けている」を「第八条第一項の特定目的会社名簿に記載されている」に改め、同号ロ(1)中「第二条第六項」を「第二条第八項」に改め、「又はその発行をした特定社債券が同号に規定する適格機関投資家（以下この号において「適格機関投資家」という。）のみによつて引き受けられたもの」を削り、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)中「第二条第六項」を「第二条第八項」に改め、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に次のように加える。

(2) その発行をした特定社債券が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（以下

この号において「適格機関投資家」という。）のみによつて引き受けられたもの

第六十七条の十四第一項第一号八を同号二とし、同号口の次に次のように加える。

八 その発行をした特定社債券及び優先出資証券に係るそれぞれの募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

第六十七条の十四第一項第二号イ中「特定資産の流動化」を「資産の流動化」に改め、同号八を次のように改める。

八 資産流動化法第四百十四条第一項に規定する特定資産を信託財産として信託していること又は当該特定資産（同条第四項各号に掲げる資産に限る。）の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

第六十七条の十四第一項第二号ニ中「前号ロ(1)」を「前号ロ(1)又は(2)」に改め、同条第二項の表の第二十三条第一項の項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二十一条第二項」を「資産の流動化に関する法律第二条第三項」に改め、同表に次のように加える。

第六十九条第四

内国法人が外国子

内国法人（特定目的会社を除く。以下この項及び第六項に

一 項

会 社

おいて同じ。) が外国子会社

第六十七条の十四第三項の表の第五十七条の九第一項の項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項」を「資産の流動化に関する法律第二条第三項」に改め、同条第六項中「同項第一号口」の下に「及びハ」を加え、同条に次の一項を加える。

9 第一項から第四項まで及び前三項の規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日（以下この項において「改正法の施行日」という。）前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下この項において「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下この項において「旧特定目的会社」という。）の改正法の施行日以後最初に終了する事業年度から計画終了事業年度（当該旧特定目的会社の改正法の施行日前に受けた旧資産流動化法第三条の登録に係る旧資産流動化法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画の計画期間終了の日を含む事業年度をいう。）までの各事業年度分の法人税及び法人が改正法の施行日以後に旧特定目的会社から支払を受ける利益の配当（旧資産流動化法第百二条第一項に規定する金銭の分配を含む

。の額（法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。）について準用する。
。この場合において、第一項から第四項まで及び前三項の規定の技術的読替えその他旧特定目的会社に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十五の見出しを「（投資法人に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に、「証券投資法」を「投資法人法」に、「第二条第十一項」を「第二条第十九項」に、「証券投資法人（）」を「投資法人（）」に、「支払う証券投資法」を「支払う投資法人法」に改め、同項第一号イ中「証券投資法」を「投資法人法」に、「登録を行つている」を「登録を受けているものである」に改め、同号ロ(1)中「証券投資法第二十三条第三項」を「投資法人法第二条第二十一項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ その発行をした投資口に係る募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

第六十七条の十五第一項第二号イ中「証券投資法」を「投資法人法」に改め、同号ロ中「証券投資法第

百九十九条各号のいずれかに該当する法人」を「投資法人法第九十八条第一項に規定する投資信託委託業者（投資法人法第二百二十三条の三第二項の規定により投資信託委託業者とみなされる同条第一項に規定する認可投資顧問業者を含む。）」に改め、同号八中「証券投資法」を「投資法人法」に改め、同条第二項中「証券投資法第二条第十一項に規定する証券投資法人」を「投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人」に、「証券投資法人」を「投資法人」に、「証券投資法第二条第十三項」を「投資法人法第二条第二十一項」に改め、同条第三項中「証券投資法人に対する」を「投資法人に対する」に改め、同項の表の第二条第十号の項中「証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十一項」を「投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十九項」に、「証券投資法人を」を「投資法人を」に改め、同表の第二十三条第一項の項、第六十六条第二項の項、第六十七条第六項の項及び第六十九条第一項の項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|---|---------------------------|---------------------------------------|
| 項 | 第六十九条第四 内国法人が外国子 会社 | 内国法人（投資法人を除く。以下この項及び第六項において同じ。）が外国子会社 |
|---|---------------------------|---------------------------------------|

第六十七条の十五第四項を次のように改める。

4 投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|----------------|--------|--|
| 第五十七条の九 第一項 | ものを除く | もの並びに投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第六十一条の四第一項において同じ。）を除く |
| 第六十一条の四 第一項 | 当該法人 | 当該法人（投資法人を除く。） |
| 第六十二条の三 第三項 | 該当するもの | 該当するもの及び第六十七条の十五第一項に規定する投資法人が行う譲渡で同項第二号（同号ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの |

第六十七条の十五第五項中「証券投資法人」を「投資法人」に改め、同条第六項中「同項第一号口」の下に「及び八」を加え、同条第八項中「証券投資法人」を「投資法人」に改める。

第六十八条の三の二の次に次の八条を加える。

（特定目的信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の三 法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第十項において「利益の分配の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 資産の流動化に関する法律第百六十四条第一項の規定による届出が行われているものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) その発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）の発行に係る受益証券の募集が同条第三項に規定する勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その受益証券の発行価額の総額が一億円以上であるもの
- (2) その発行者の発行に係る受益証券が五十人以上の者によつて引き受けられたもの
- (3) その発行者の発行に係る受益証券が証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行者の発行に係る受益証券の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ニ その他政令で定める要件

一 次に掲げるすべての要件

イ 当該計算期間終了の時ににおいて同族特定信託（受益権を有する者の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が有する受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対

する割合が百分の五十以上に相当するものとして政令で定める特定信託をいう。次条第一項第二号イにおいて同じ。）に該当していないこと。

ロ 当該計算期間に係る利益の分配の額が当該計算期間の分配可能所得の金額として政令で定める金額の百分の九十に相当する金額を超えていること。

ハ その他政令で定める要件

2 特定目的信託の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定目的信託に係る課税の特例）の規定の適用がある特定目的信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額）」とする。

4 第六十一条の四の規定は、特定目的信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等につ

いて準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）」と、「交際費等の額（当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額）」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 特定目的信託の受託者である内国法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等（同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号（同号ロを除く。）に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。）をした場合には、当該内国法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（第七項の規定の適用があるものを除く。）に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 第六十二条の三第四項から第十三項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。こ

の場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 特定目的信託の受託者である内国法人が当該特定目的信託の信託財産につき第六十三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該内国法人に対して課する特定目的信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 第六十三条第三項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 法人税法第八十二条の十五第一項の規定は、特定目的信託の平成十四年三月三十一日までに終了する各計算期間において生じた欠損金額（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。ただし、特定目的信託の契約の終了の日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 法人が受ける特定目的信託の利益の分配の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

11 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする計算期間の法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

12 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

13 前二項に定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用その他特定目的信託に係る法人税に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定投資信託に係る課税の特例）

第六十八条の三の四 特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第十項において「収益の分配の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）に係るものは、当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この号において「投資信託法」という。）第二十六条第一項又は第四十九条の四第一項の規定による届出が行われているものであること。

ロ その受益証券の発行に係る募集が投資信託法第二条第十四項に規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ハ その受益証券の発行に係る募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに

該当するものであること。

二 その他政令で定める要件

二 次に掲げるすべての要件

イ 当該計算期間終了の時に於いて同族特定信託に該当していないこと。

ロ 当該計算期間に係る収益の分配の額の分配可能所得の金額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。

ハ その他政令で定める要件

2 特定投資信託（前項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の信託財産に帰せられる法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額に係る同法第八十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条」とあるのは、「第二十三条（受取配当等の益金不算入）、第四十二条」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第八十二条の七の規定の適用については、同条第一項中「所得の金額」とあるのは、「所得の金額（租税特別措置法第六十八条の三の四第一項（特定投資

信託に係る課税の特例)の規定の適用がある同項に規定する特定投資信託にあつては、同項の規定を適用しないで計算した所得の金額)とする。

4 第六十一条の四の規定は、特定投資信託の信託財産から支出する同条第三項に規定する交際費等について準用する。この場合において、同条第一項中「各事業年度(清算中の各事業年度を除く。)」とあるのは「各計算期間(法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。)」と、「交際費等の額(当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額)」とあるのは「交際費等の額」と、「当該事業年度」とあるのは「当該計算期間」と読み替えるものとする。

5 特定投資信託の受託者である内国法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等(同号イに規定する土地等の譲渡のうち第一項第二号(同号ロを除く。))に掲げる要件を満たす計算期間において行うものを除く。)をした場合には、当該内国法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等(第七

項の規定の適用があるものを除く。)に係る第六十二条の三第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 第六十二条の三第四項から第十三項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 特定投資信託の受託者である内国法人が当該特定投資信託の信託財産につき第六十三条第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該内国法人に対して課する特定投資信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、法人税法第八十二条の四その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る同項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

8 第六十三条第三項から第七項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 法人税法第八十二条の十五第一項の規定は、特定投資信託の平成十四年三月三十一日までに終了する

各計算期間において生じた欠損金額（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。ただし、特定投資信託の契約の終了の日又は特定投資信託に該当しないこととなつた日を含む計算期間の欠損金額については、この限りでない。

10 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号口及び八に掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額は、法人税法第二十三条第一項及び第九十三条第二項第二号に規定する配当等の額に該当しないものとみなす。

11 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする計算期間の法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号口及び八に掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

12 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについて

やむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

13 前二項に定めるもののほか、第一項から第十項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）

第六十八条の三の五 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）において、当該特定信託に係る国外関連者（外国法人で、当該内国法人が当該特定信託の信託財産として当該外国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（以下この条において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第四百一条第一号から第三号

までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該内国法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該内国法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該特定信託の当該計算期間の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる方法により算定した金額をいう。

一 法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（以下この項において「棚卸資産」という。）の販売又は購入 次に掲げる方法（二に掲げる方法は、イからハまでに掲げる方法を用いることができない場合に限り、用いることができる。）

イ 独立価格比準法（特殊の関係にない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（

当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生じる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

二 イから八までに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 次に掲げる方法（ロに掲げる方法は、イに掲げる方法を用いること

ができない場合に限り、用いることができる。）

イ 前号イから八までに掲げる方法と同等の方法

ロ 前号二に掲げる方法と同等の方法

- 3 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第六項に規定する寄附金の額をいい、同条第一項の規定の適用を受けたものを除く。以下この条において同じ。）のうち当該特定信託に係る国外関連者に対するもの（同法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する国外関連者に対する寄附金の額で当該国外関連者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に係る同法第八十二条の三第一項において適用する同法第三十七條の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第六十八條の三の五第三項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」とする。

- 4 第一項の規定の適用がある場合における国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る同項に規

定する独立企業間価格との差額（寄附金の額に該当するものを除く。）は、特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

5 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を他の者（当該特定信託に係る他の国外関連者、当該国外関連者と第六十六条の四第一項に規定する特殊の関係のある内国法人及び当該国外関連者との特定信託の信託財産との間に特殊の関係がある場合における当該他の特定信託の受託者である内国法人（当該他の特定信託の信託財産に係る当該取引を行う場合に限る。）を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該特定信託の受託者である内国法人と当該非関連者との取引は、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について行う国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、特定信託の受託者である内国法人に当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認め